

釜石市中期財政計画

(令和3年度～令和7年度)

令和2年12月

釜石市

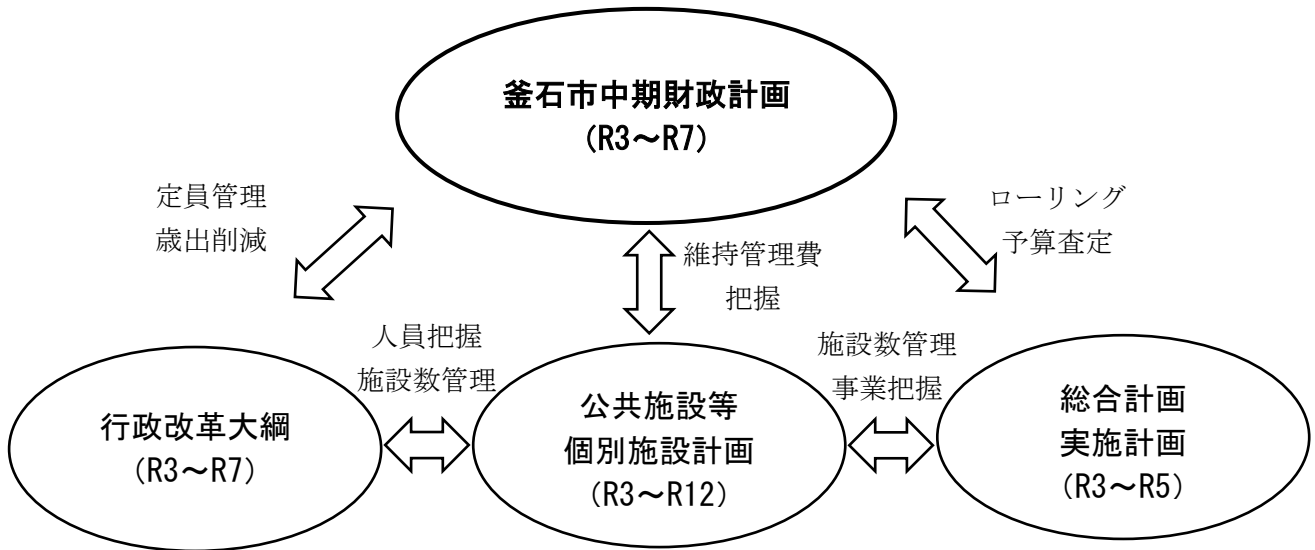
目 次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画の位置づけ	1
2	計画の内容	1
第2章	これまでの中期財政計画の振り返り	
1	取り組みの状況	2
2	各種財政指標の推移	2
第3章	市財政の現状	
1	市財政の現状	4
2	財政構造の特徴	5
第4章	中期財政見通し	
1	歳入の見通し	14
2	歳出の見通し	19
	＜義務的経費＞	19
	＜その他の経常的経費＞	21
	＜投資的経費＞	26
3	歳入歳出全体の見通し	27
第5章	中期財政計画	
1	各指標の目標設定	28
2	公債費負担の適正化	29
3	その他取り組むべき事項	31

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

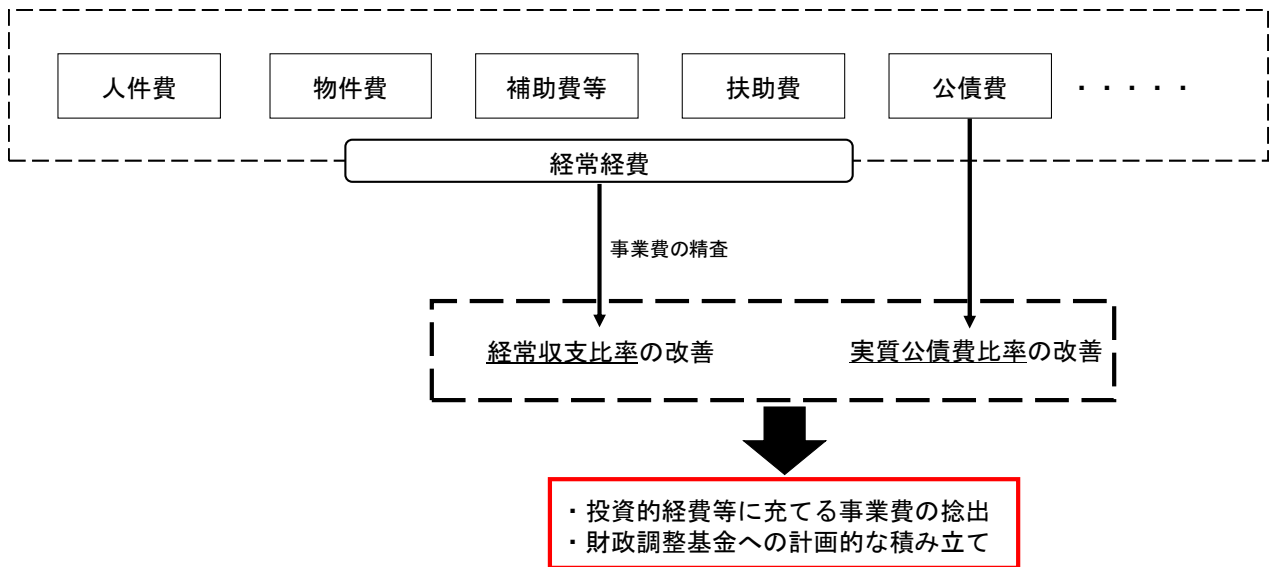
※ 一体的な計画策定による行財政改革のスキーム



2 計画の内容

(1) 計画の基本方針

- ・歳入歳出は、後年度負担を軽減し、持続可能な行財政運営のもと、市民サービスが安定的に提供できるよう現状の経常収支比率の改善を図ります。
- ・市債は、公債費の元金償還金の9割以内に発行を抑え、残高を逡減しながら、適正な実質公債費比率を維持した財政運営に努めます。



(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までとします。

- (3) 対象となる会計
一般会計を対象とします。(令和3年度まで公債費償還が残存する旧大平墓地公園事業特別会計を含んでいます。)
なお、特別会計(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、魚市場)及び企業会計(水道、公共下水道、漁業集落排水)、一部事務組合(釜石大槌地区行政事務組合、岩手沿岸南部広域環境組合、岩手県市町村総合事務組合、岩手沿岸知的障害児施設組合)は、それぞれ繰出金、補助費等に区分して計上します。
- (4) 推計方法
- ・東日本大震災の影響を受けていない平成21年度並びに平成27年度から令和元年までの決算額及び繰越を含んだ令和2年度予算額を基に、令和3年度以降の決算見込額を推計しています。
 - ・税制、国・県の補助制度等は、現行の制度が継続されることを前提として推計しています。
- (5) 計画に係る年間スケジュール
- 12月～1月 予算編成
 - 3月 予算案議決
 - 8月 地方財政状況調査(決算統計)結果による検証
 - 9月～10月 実施計画調整
 - 11月 新年度予算要求

第2章 これまでの中期財政計画の振り返り

1 取り組みの状況

平成28年度に策定した中期財政計画(以下「前回計画」とする。)は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によりインフラや公共施設が被災し、ゼロベースからまちづくりを行う必要が生じたため、令和2年度までに「復興まちづくり基本計画」の118の施策に基づく実施計画に位置付けた復旧・復興事業を実施しながら、計画的に行財政運営を行っていくことを目的に将来の行財政運営・予算編成の指針として策定したものです。翌年度には、平成28年度決算を反映させた修正を行いました。

前回計画では、分析を重視し具体の方向性が手薄であったことや、他の計画との一体性が希薄であったことから、財政指標は目標を達成できていません。

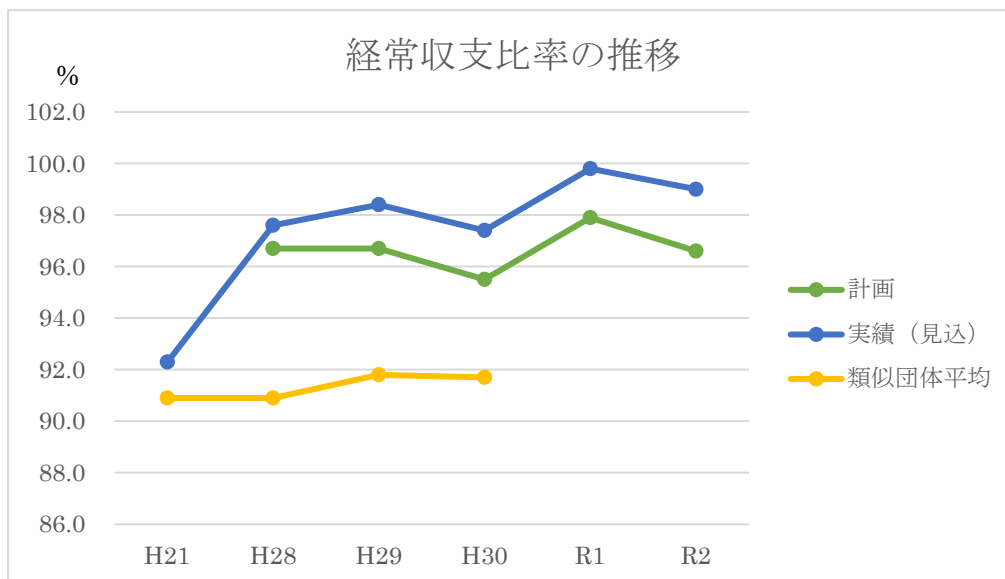
2 各種の財政指標の推移

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、市税や普通交付税などの経常的な一般財源が、人件費や扶助費、公債費、物件費など毎年度経常的に支出される経費に充て、残った財源を建設事業などの投資的経費にどれだけ充てられるかを表す指標で、この比率が低いほど財政の弾力性が高いものと理解されています。かつて、昭和44年に発行された自治省の『財政分析』では、昭和42年度の経常収支比率について、「少なくとも75%程度に収まるのが妥当と考えられ、これが80%を超える場合は、その財政構造は弾力性を失いつつあると考えてよい。」と言及されていました。この背景には、昭和40年

代はインフラが整っていないなかったこと、地方債の充当率が低かったこと、金融面では、資金不足のため、簡単に地方債充当率が引き上げられない状況であったことから、経常収支比率がかなり低い状態でなければ財政需要に応えられない側面が大きく影響していました。

一方、今日では、インフラが整備され、地方債充当率が高く、金融面では資金余剰の状況であり、経常収支比率が80%を超えていても財政運営がひっ迫しているとは言いがたく、前回計画では、毎年度の見込みを立てたうえで目標を95%以内とじていましたが、新たに整備した施設の維持管理費による経常支出の増加や市税収入の増減及び普通交付税の減少による経常収入の減少などによって目標は達成できていません。



<経常収支比率の推移>

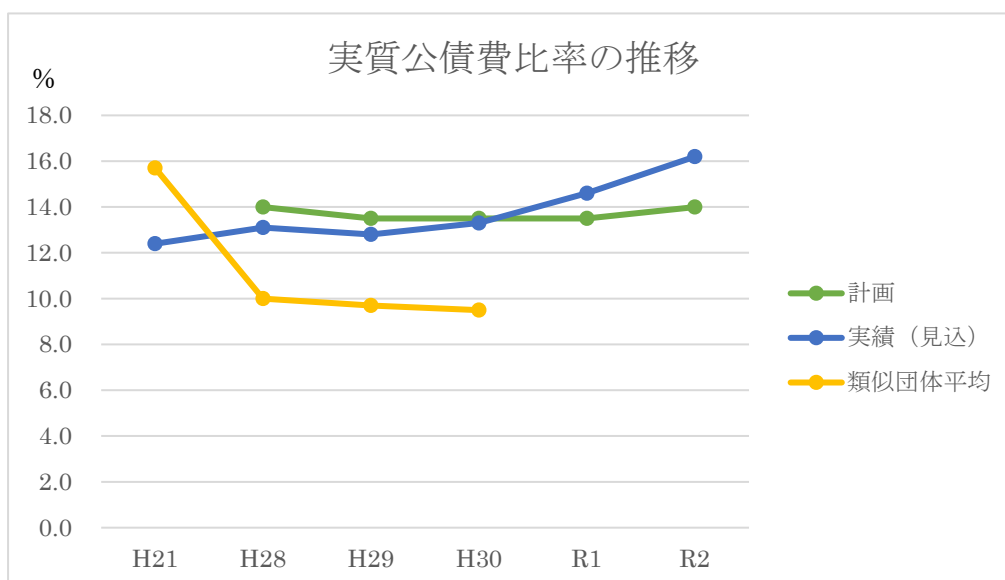
	H21	H28	H29	H30	R1	R2
計画(平成29年度見直し版)	-	96.7	96.7	95.5	97.9	96.6
実績(見込)	92.3	97.6	98.4	97.4	99.8	99.0
類似団体平均	90.9	90.9	91.8	91.7	-	-

※ 経常収支比率 = (経常経費充当一般財源等) ÷ (経常一般財源等 + 減収補てん債特例分 + 臨時財政対策債)

※ 類似団体とは・・・市町村の態様を決定する要素のうち最もその度合いが強く、しかも容易、かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したものです。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方自治体の地方税などの一般財源の標準的な大きさを示す「標準財政規模」に対する公債費の割合を表す指標です。計画では毎年度の見込みを立てたうえで目標を13.5%～14.0%以内とじていましたが、東日本大震災からの復旧・復興事業のほか、学校給食センターの建設やラグビーワールドカップの開催に向けた施設整備に多額の市債を発行したことに伴い、計画を達成することができませんでした。



<実質公債費比率の推移>

	H21	H28	H29	H30	R1	R2
計画(平成29年度見直し版)	-	14.0	13.1	13.1	13.0	14.3
実績(見込)	12.4	13.1	12.8	13.3	14.6	16.2
類似団体平均	15.7	10.0	9.7	9.5	-	-

※ 標準財政規模とは・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等（地方団体の標準的な税収入額のことを指し、基準財政収入額から税源移譲相当額の25%（個人住民税）などを除いた上で75/100を乗じた額 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金）に普通交付税を加算した額を指します。

※ 実質公債費比率（3カ年平均） =
$$\frac{（元利償還金 + 公営企業及び一部事務組合の地方債に充当した繰入金及び負担金） - （公債費充当特定財源 + 基準財政需要額に算入された公債費）}{（標準財政規模 - 基準財政需要額に算入された公債費）}$$

第3章 市財政の現状

1 市財政の現状

我が国においては、少子高齢化に伴った人口減少社会の到来により、社会保障費の増加や過疎化、また、地方分権・広域連携など地方自治体に求められる行政サービスが多岐にわたってきています。また、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の縮小から、日本国内の景気が低迷しており、経済の不透明感が極めて強い状況となっています。

当市においては、人口減少のなか、市税収入の増加を見込むことは大変難しく、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない状況となっており、高齢化が進み、医療や介護のサービスに係る経費も増大していることから、安定した財政基盤を保つためには、効率的な行財政運営による歳出削減と適切に収入を確保していく必要があります。

東日本大震災により被災した施設の復旧・復興事業は、国による手厚い財政支援により初期投資コストは極めて小さな負担で進めることができました。一方で、老朽化していく公共施設には、今後、再配置や統廃合が必要であり、そのための財政負担は増して

いくものと思われま。

さらに、令和元年10月に当市を襲った台風19号災害などのように、災害の頻発化や激甚化が起きている現状において、不測の事態における支出にも対応可能な財政運営が求められております。

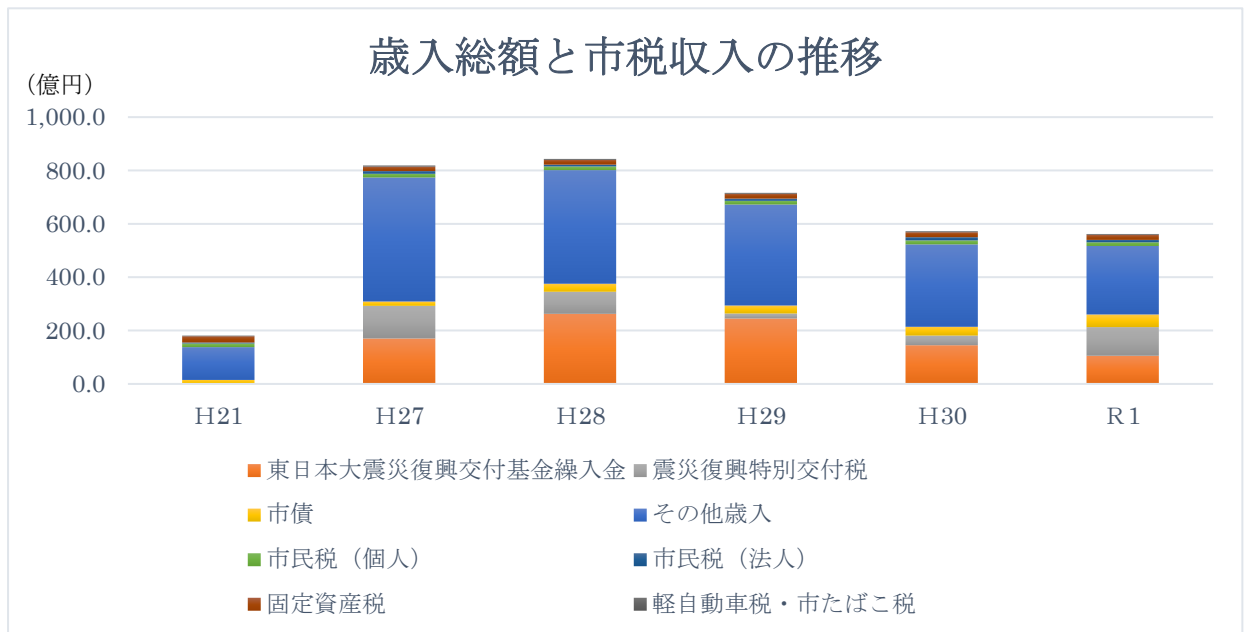
新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ、先が見えない中において、「新たな日常」を実現させるため、いかに持続可能な行政運営を行っていくのかがこれからの課題です。

2 財政構造の特徴

東日本大震災の復旧・復興期間における平成27年度から令和元年度までの当市の歳入・歳出の財政分析を行いました。参考として、東日本大震災の影響を受けていない平成21年度の決算額も記載しています。

(1) 歳入の状況

市税は40億円台で推移しており、東日本大震災での被災直後は固定資産税が大きく減収したがその後は微増、また、人口減少が進む中ではあったが震災復興特需により個人市民税は横ばいの傾向となっています。また、平成30年度は主要企業の増収により法人市民税が伸びたことで、市税全体では48億円台に達しました。歳入全般では震災からの復旧・復興事業のため、平成27年度から令和元年度までは東日本大震災復興交付基金繰入金が歳入に対する大きな割合を占めています。

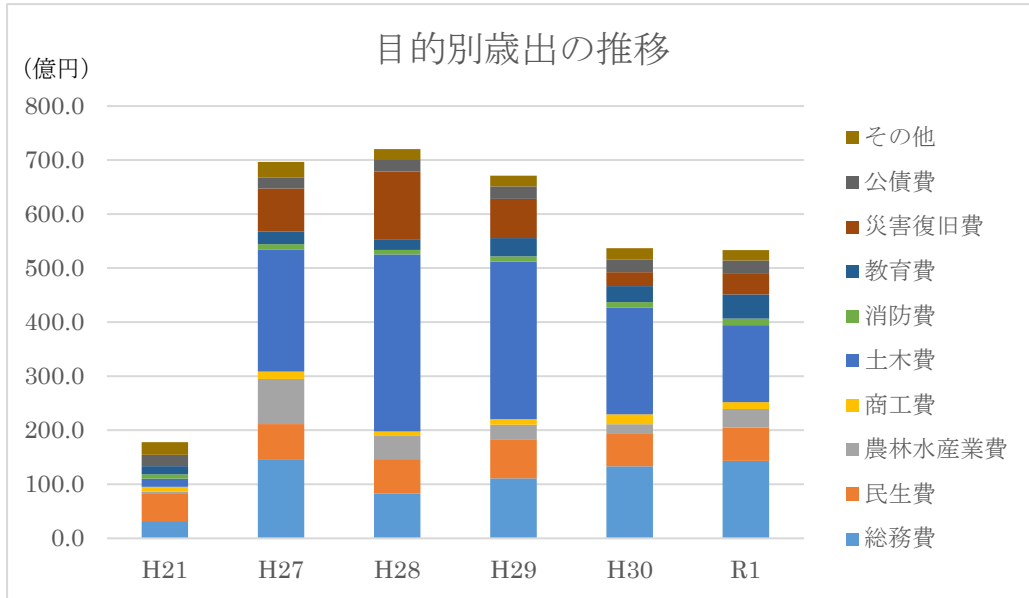


単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
市税	43.4	44.8	42.3	44.1	48.8	45.4
市民税(個人)	13.7	13.5	13.9	14.2	14.8	14.2
市民税(法人)	3.4	10.1	6.7	8.1	11.8	8.5
固定資産税	23.5	17.3	17.7	18.1	18.6	19.2
軽自動車税・市たばこ税	2.8	3.9	4.0	3.7	3.6	3.5
市債	15.4	16.3	30.0	29.7	33.1	46.9
東日本大震災復興交付基金繰入金	—	170.3	262.6	245.3	145.3	105.7
震災復興特別交付税	—	122.4	82.9	19.0	36.1	107.6
その他歳入	122.7	465.2	426.1	378.5	309.0	256.9
歳入総額	181.5	819.0	843.9	716.6	572.3	562.5

(2) 歳出の状況

歳出の構成を行政目的別にみると、土木費の割合が多く、東日本大震災からの復旧・復興事業が本格化したことによる被災市街地復興土地区画整理事業や災害復興公営住宅建設事業、防災集団移転促進事業が大きく影響しています。なお、平成27年度から令和元年度まで総務費の割合が高くなっているのは各種基金への積立金が増加したことによるものです。また、平成29年度から令和元年度まで教育費が増加したのは、学校給食センターの建設、ラグビーワールドカップ開催に向けたスタジアム整備があったことによるものです。



単位：億円

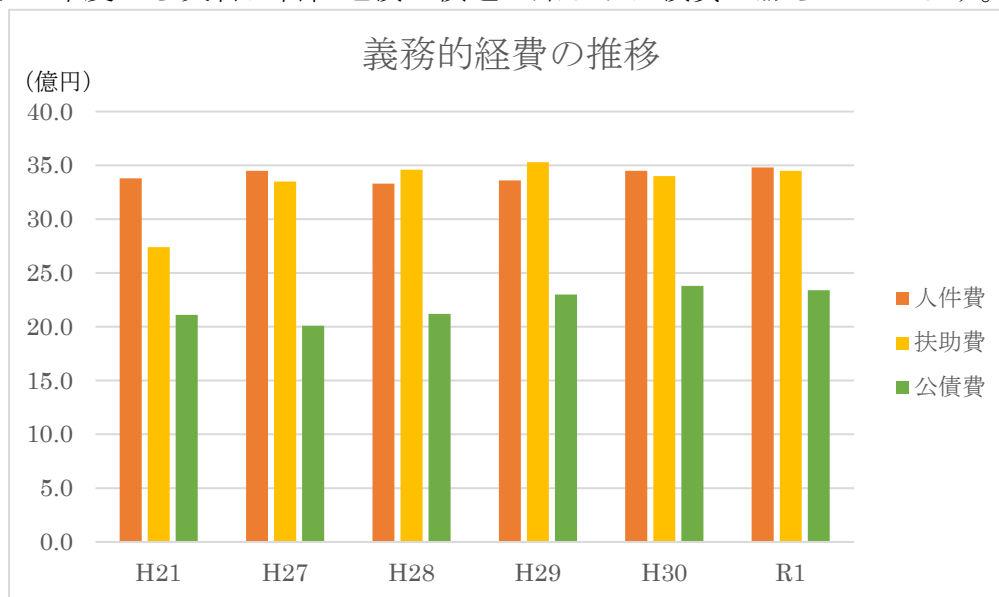
	H21	H27	H28	H29	H30	R1
総務費	31.8	145.0	83.2	110.9	133.2	143.3
民生費	50.2	66.4	63.2	71.2	61.3	61.4
農林水産業費	4.7	83.4	43.0	28.0	16.6	34.4
商工費	8.5	13.8	8.4	10.5	18.2	12.7
土木費	15.3	225.8	327.6	291.4	197.4	142.6
消防費	7.9	9.9	8.1	9.8	10.3	12.2
教育費	15.0	23.5	20.0	33.6	29.7	44.6
災害復旧費	0.0	79.4	125.2	72.7	25.7	39.5
公債費	21.1	20.1	21.2	23.0	23.8	23.4
その他	23.5	29.3	20.4	19.9	20.5	19.3
議会費	1.8	2.0	1.8	1.8	1.8	1.7
衛生費	19.7	24.6	17.8	17.5	18.1	17.0
労働費	1.9	2.7	0.8	0.6	0.6	0.6
諸支出金	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	178.0	696.6	720.3	671.0	536.7	533.4

義務的経費は、支出が義務付けられ容易に削減ができない経費です。

特に人件費は、東日本大震災からの復旧・復興事業に多くの人員を必要としたため、震災以降は高止まりの傾向となっています。なお、応援職員等に対する支出は、補助費等に分類されることから人件費には含まれていません。

扶助費は、子ども子育て支援新制度への移行により、民間こども園への施設型給付費が年々増加傾向にあるものの、震災復興特需の影響で、生活保護受給世帯が減少し、生活保護費は減少傾向となっています。なお、平成 29 年度の扶助費の増加は、経済対策として実施した「臨時福祉給付金」によるものです。

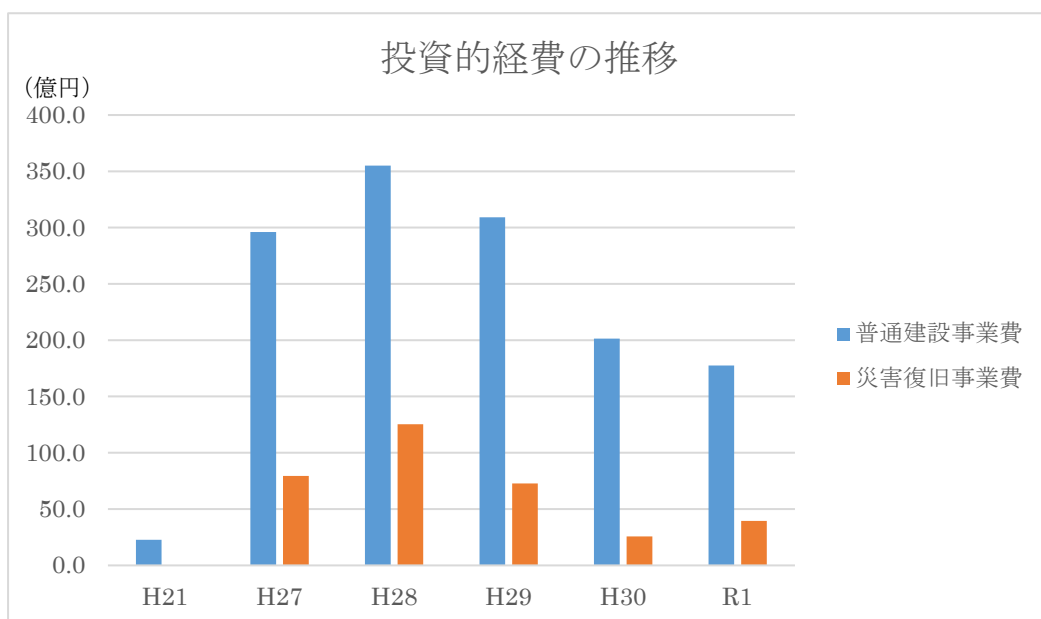
公債費は、震災直後は借入額が抑制されたことから横ばいで推移していましたが、平成 25 年度から災害公営住宅債の償還が始まり公債費が膨らんでいます。



単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
人件費	33.8	34.5	33.3	33.6	34.5	34.8
扶助費	27.4	33.5	34.6	35.3	34.0	34.5
公債費	21.1	20.1	21.2	23.0	23.8	23.4
うち災害公営住宅債	-	0.1	1.1	2.1	3.8	4.1

投資的経費は、東日本大震災からの復旧・復興事業の進展に伴い平成 28 年度をピークに減少に転じております。また、平成 28 年台風第 28 号の影響により、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて新たに被災した道路、河川等の災害復旧事業が発生しました。令和元年度の増加は市民体育館災害復旧事業によるものです。

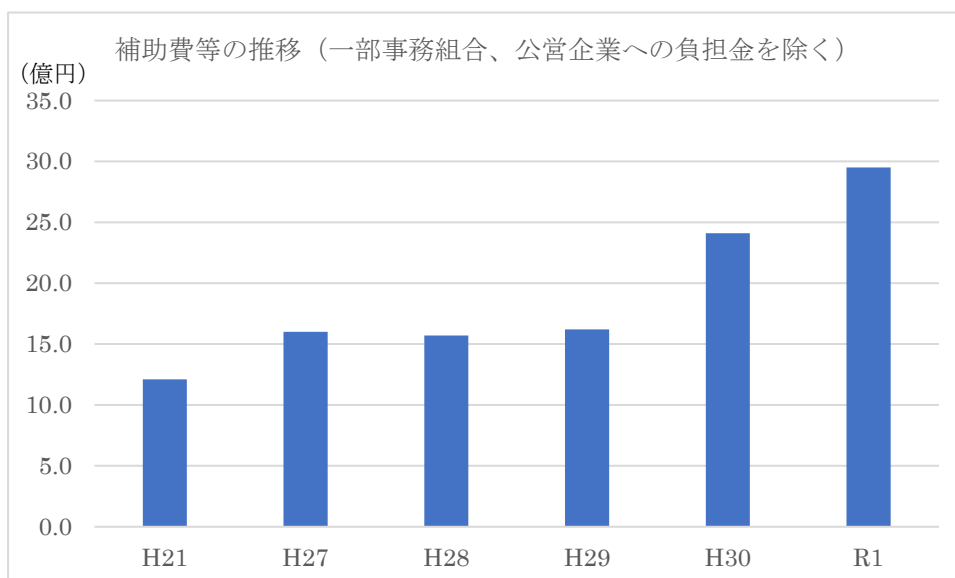


単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
普通建設事業費	22.6	296.1	355.1	309.2	201.4	177.5
災害復旧事業費	0.0	79.4	125.3	72.7	25.7	39.5

補助費等は、国・県に対する負担金や団体等に対する補助金等があります。

東日本大震災以降は、自治体から派遣されている応援職員の自治体に対する負担金が含まれています。平成30年度の増加は、東日本大震災復興交付金の返還金によるもので、令和元年度の増加は、ラグビーワールドカップの開催に係る実行委員会への負担金によるものです。なお、平成21年度決算額には、「定額給付金」4.3億円が含まれています。

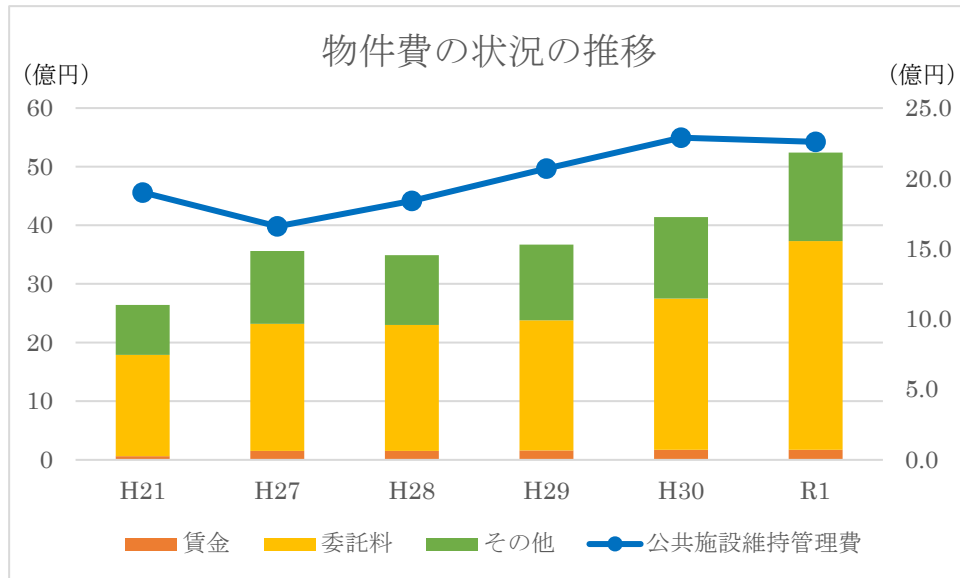


単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
補助費等	12.1	16.0	15.7	16.2	24.1	29.5

物件費は、東日本大震災からの復旧・復興事業で整備した施設の維持管理費が増加傾向にあります。平成27年度以降の委託料の大幅な増は、釜石ふるさと寄付金への返礼品の配送業務やコミュニティバスの運行などが要因となっており、令和元年度はラグビーワールドカップ開催に伴う仮設施設の整備の業務委託が一時的な増加要因となっています。

なお、臨時職員に対する賃金は、震災以降増加傾向にありましたが、令和2年度から会計年度任用職員に移行することに伴って人件費に区分されることとなります。



単位：億円

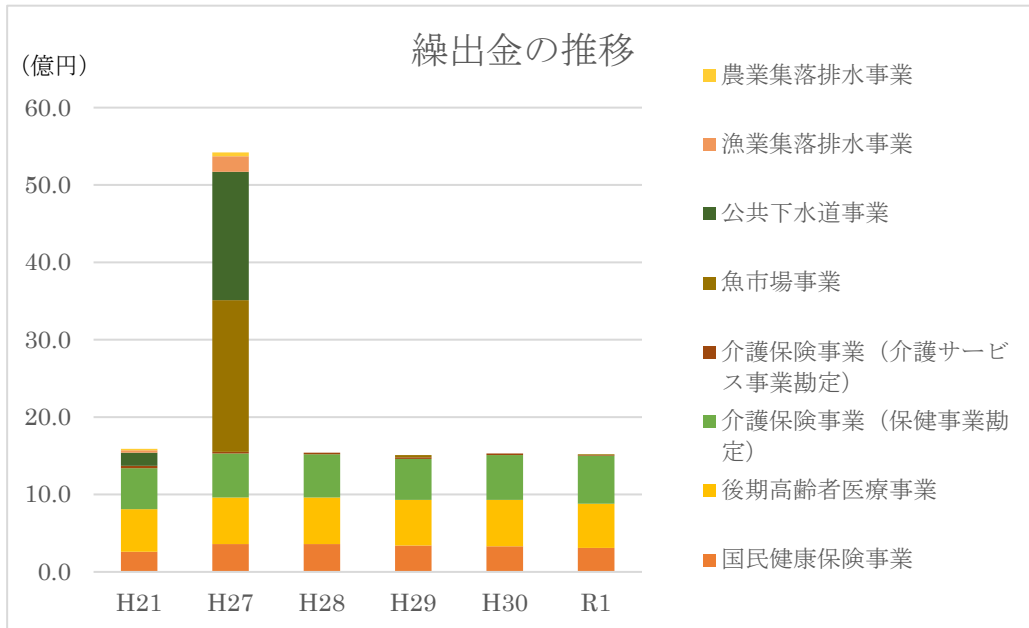
	H21	H27	H28	H29	H30	R1
賃金	0.6	1.5	1.5	1.6	1.7	1.7
委託料	17.3	21.7	21.5	22.2	25.8	35.6
その他	8.5	12.4	11.9	12.9	13.9	15.1
合計	26.4	35.6	34.9	36.7	41.4	52.4

公共施設の維持管理費の推移

単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
公共施設維持管理費	19.0	16.6	18.4	20.7	22.9	22.6

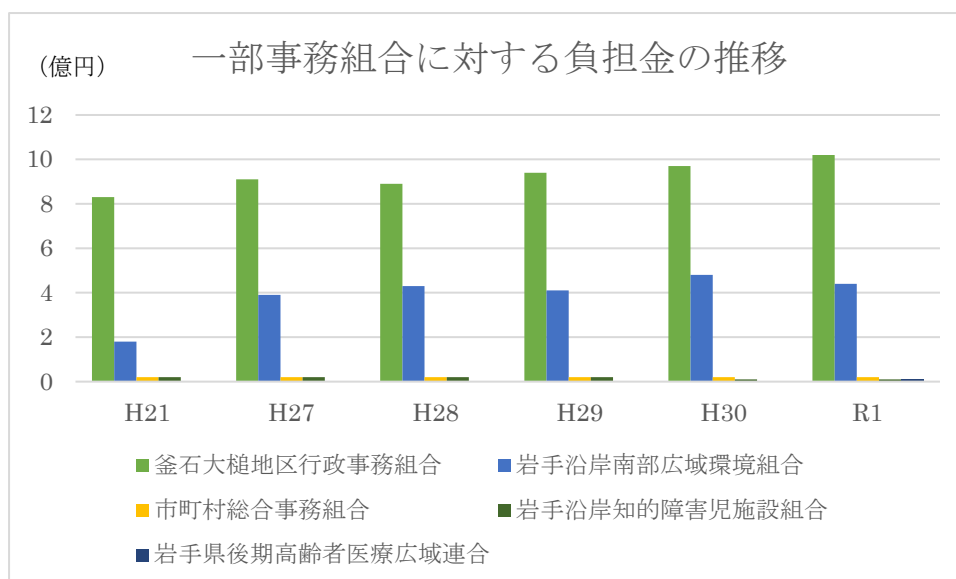
繰出金は、東日本大震災に係る復旧・復興事業のため、平成27年度に公共下水道事業及び魚市場事業への繰出しが多くなったものの、平成28年度に公共下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業が公営企業会計へ移行したことにより繰出金から除かれ補助費等に区分されることとなりました。なお、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業は平成27年度以降、横ばいの傾向にあります。



単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
国民健康保険事業	2.6	3.6	3.6	3.4	3.3	3.1
後期高齢者医療事業	5.5	6.0	6.0	5.9	6.0	5.7
介護保険事業(保健事業勘定)	5.3	5.7	5.6	5.3	5.8	6.2
介護保険事業(介護サービス事業勘定)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
魚市場事業	-	19.6	-	0.3	-	0.1
公共下水道事業	1.7	16.6	-	-	-	-
漁業集落排水事業	0.3	2.0	-	-	-	-
農業集落排水事業	0.2	0.5	-	-	-	-

一部事務組合への負担金は、釜石大槌地区行政事務組合への消防事務に係る負担金が救急業務の多様化や定期的な車両の更新のため、増加傾向にあります。岩手沿岸南部広域環境組合への負担金は、平成26年度から施設整備に伴った本格的な償還が始まったため増加していますが、令和元年度は、施設の運営・維持管理委託料などが減少しました。その他の組合等への負担金は横ばいの傾向にあります。

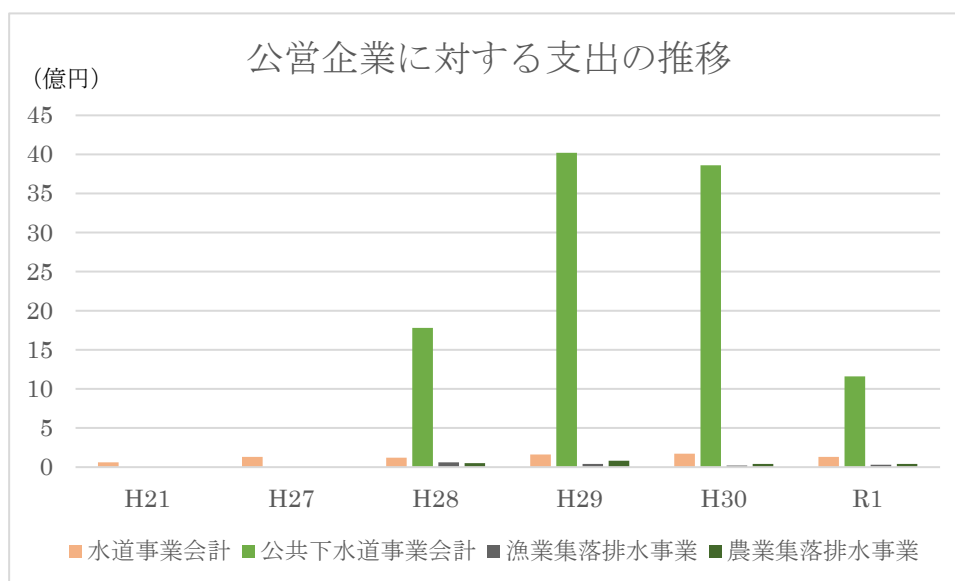


単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
釜石大槌地区行政事務組合	8.3	9.1	8.9	9.4	9.7	10.2
岩手沿岸南部広域環境組合	1.8	3.9	4.3	4.1	4.8	4.4
市町村総合事務組合	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
岩手沿岸知的障害児施設組合	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
岩手県後期高齢者医療広域連合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1

公営企業に対する支出（負担金・出資金）は、平成28年度から公共下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業は、企業会計に移行したことにより繰出金から補助費等に区分されることとなりました。

平成27年度以降の水道事業、公共下水道事業への支出の増加は、東日本大震災からの復旧・復興事業に伴って、東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税が増加したことによるものです。



単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
水道事業会計	0.6	1.3	1.2	1.6	1.7	1.3
公共下水道事業会計	-	-	17.8	40.2	38.6	11.6
漁業集落排水事業	-	-	0.6	0.4	0.2	0.3
農業集落排水事業	-	-	0.5	0.8	0.4	0.4

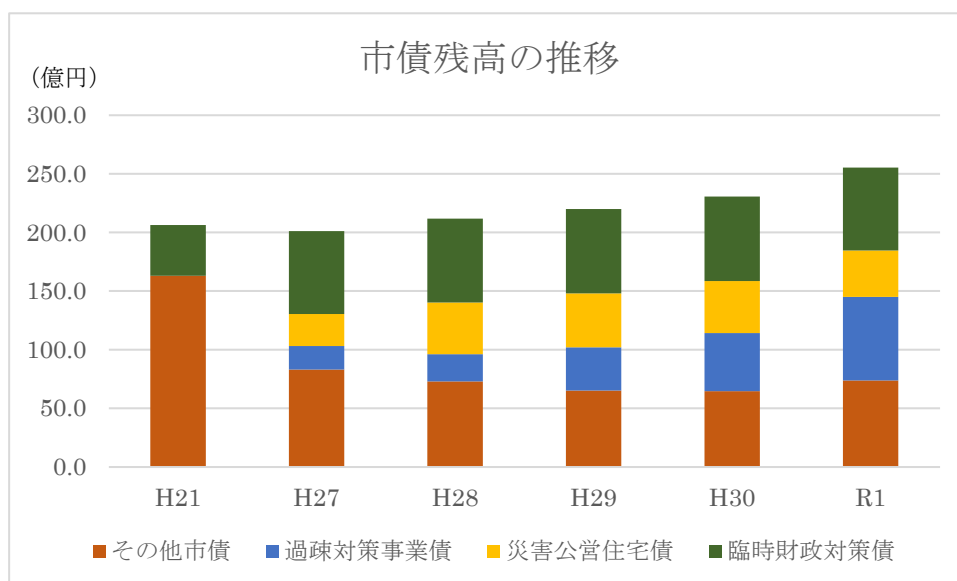
(3) 市債残高の状況

市債は、市民が長期間にわたって利用する公共施設やインフラが現役世代だけでなく将来の市民も負担する「世代間の負担の公平性」を担保するものです。

当市では、平成22年度から交付税の基準財政需要額に元利償還金の7割が算入される過疎対策事業債が発行可能になったことから、市債残高全体に占める過疎対策事業債の割合が大きくなっています。

また、臨時財政対策債は令和元年度の市債残高のうち、約70億円となっており、市債を占める割合が増加傾向にあります。

災害公営住宅債は、令和元年度の市債残高のうち、約40億円となっています。本来、維持管理費を含み住宅使用料で公債費を賄うべきですが、令和元年度から公債費の償還金が住宅使用料を上回っているため、将来的な公債費負担低減のため、令和2年度に繰上償還を行うこととしています。



単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
臨時財政対策債	43.3	70.7	71.5	72.0	72.1	70.7
災害公営住宅債	-	27.3	44.2	46.0	44.3	39.6
過疎対策事業債	-	20.1	23.2	36.8	49.6	71.2
その他市債	163.0	83.0	72.9	65.2	64.6	73.8
合計	206.3	201.1	211.8	220.0	230.6	255.3

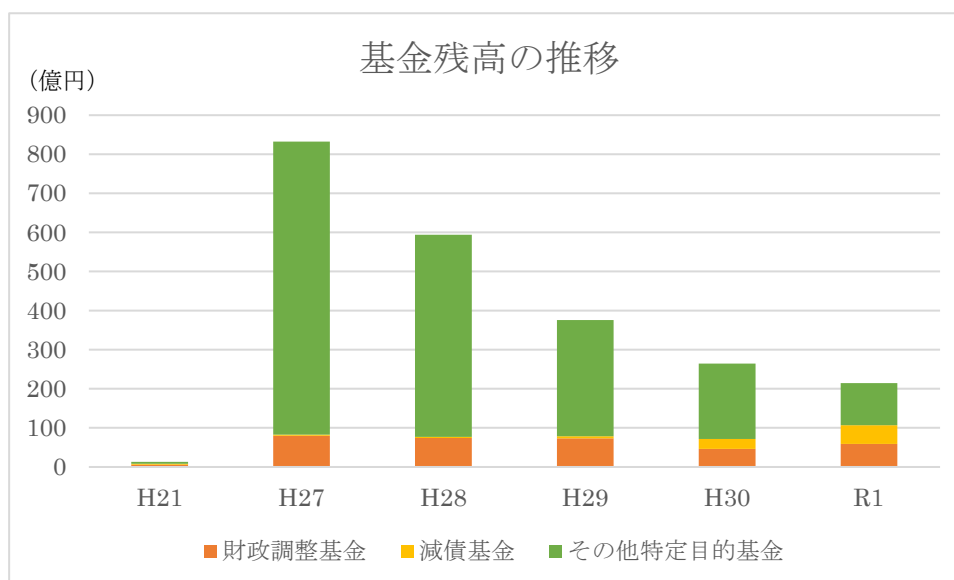
※ 臨時財政対策債・・・国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体が借り入れする地方債で経常的収入に分類されます。なお、臨時財政対策債発行可能額の元利償還金相当額は、全額を後年度の普通交付税の基準財政需要額に措置されます。

※ 過疎対策事業債 …… 平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域に指定された市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債です。数度にわたって制度が延長され、現在に至っていますが、令和2年度に制度の見直しが予定されています。

(4) 基金残高の状況

基金は、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金や後年度の公債費の一括償還を計画的に行うための減債基金のほか、庁舎の建設や東日本大震災からの復旧・復興事業に充てる等の特定の目的をもった基金があります。

基金残高は、平成27年度に東日本大震災復興交付金基金が大半を占めていましたが、復旧・復興事業の進捗に伴って減少傾向にあり令和2年度末で廃止される予定です。なお、財政調整基金は、毎年度決算剰余金の1/2以上を積み立てることが求められています。減債基金については、平成29年度から令和元年度の間が多額の市債を発行したことから、後年度の公債費の平準化を図るため、令和2年度で取崩し、繰上償還を行うこととしています。



単位：億円

	H21	H27	H28	H29	H30	R1
財政調整基金	5.5	79.4	73.7	73.2	46.1	58.7
減債基金	2.3	3.2	3.2	5.3	25.4	47.7
その他特定目的基金	4.9	749.8	517.0	297.3	192.9	108.1
庁舎建設基金	2.5	15.6	15.6	19.6	19.6	29.6
東日本大震災復興交付金基金	-	689.4	467.4	252.4	151.6	62.2
復興まちづくり基金	-	41.0	30.1	20.6	15.2	11.6
その他基金	2.4	3.8	3.9	4.7	6.5	4.7

第4章 中期財政見通し

1 歳入の見通し

(1) 市税

歳入の中心となる市税は、平成20年度は約50億円あったものの、東日本大震災による被災地域の固定資産税の減免や特例措置が影響し、被災直後の大きな減収からなかなか回復できない状況でありましたが、令和3年度以降は通常課税に移行することによって微増が見込まれます。

法人市民税は、新型コロナウイルス感染対策等の影響を受けた事業者の収益増を見込むことが難しいため、ほぼ横ばいながら微減に推移するものと見込んでいます。

市税全体の見通しでは、期間内は40億円台前半を推移するものと見込んでいます。

① 個人市民税

個人市民税は、東日本大震災の復興特需の影響はほぼなくなり、人口の自然減による段階的な減少を見込んでいます。

② 法人市民税

法人市民税は、新型コロナウイルス感染症対策等による影響が数値的に見えない中、個別に企業の業績を推測することは難しく、盛岡財務事務所の景気予測調査から微減傾向と見込んでいます。

③ 固定資産税

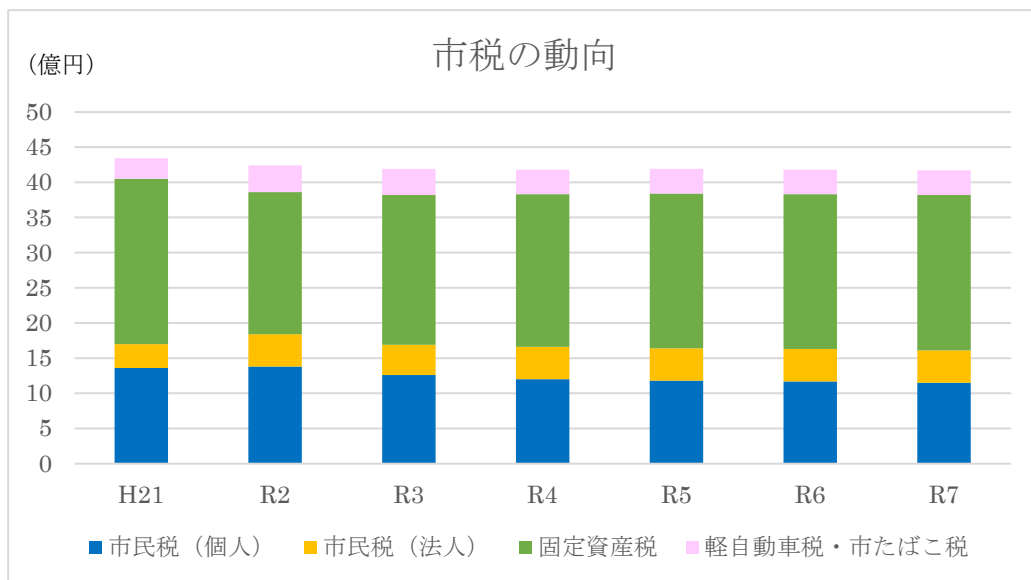
土地については、宅地課税標準額の負担調整措置による増加を見込んでいます。

家屋については、新築による増加のほか、復興特区の課税免除や被災代替家屋の特例の適用期間終了による増加を見込んでいます。

償却資産については、減価償却分が減少すると見込んでいます。

④ その他

軽自動車税は、過去の決算の動向から微増するものと見込んでいます。市たばこ税は、健康志向の高まりや復興事業の終息に伴って減少するものと見込んでいます。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市民税(個人)	13.6	13.8	12.6	12.0	11.8	11.7	11.5
市民税(法人)	3.4	4.6	4.3	4.6	4.6	4.6	4.6
固定資産税	23.5	20.2	21.3	21.7	22.0	22.0	22.1
軽自動車税・市たばこ税	2.9	3.8	3.7	3.5	3.5	3.5	3.5
合計	43.4	42.4	41.9	41.8	41.9	41.8	41.7

(2) 地方譲与税・交付金

地方譲与税には、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、森林環境譲与税があり、過去の実績から横ばいに推移するものと見込んでおり、今後、森林環境譲与税が増加するものと見込んでいます。

交付金には、地方消費税交付金、環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金などがあります。地方消費税交付金は令和元年度の税率引き上げから微増し、その後横ばいに推移すると見込んでいます。環境性能割交付金は、過去の実績から横ばいに推移すると見込んでいます。法人事業税交付金は、微減していくものと見込み、地方特例交付金は、過去の実績から横ばいに推移するものと見込んでいます。

※ 地方譲与税 …… 国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により地方団体に譲与するものをいいます。

※ 交付金 …… 国及び地方公共団体が特定の目的をもって、法令に基づいて他の団体に交付するお金を指します。

(3) 地方交付税

地方交付税は、市税と並んで市が経常的に事業を行うための重要な収入です。

地方交付税は、人口減少の影響などから市税の増収が厳しいものの、今後も一定の標準財政規模を維持していくことが予想されることから、交付税全体では一定額を維持するものと見込んでいます。なお、景気動向により国税が減収した場合の影響は不透明です。

① 普通交付税

令和2年度の国勢調査人口によって交付税の算定基礎となる人口及び面積のうち、対象となる人口の減少が避けられないため、個別算定経費の伸びは期待できないものの、公債費に算入される経費の増加から基準財政需要額が横ばいに推移するものと見込んでいます。このため、期間中の市税収入の減少を考慮し、普通交付税は40億円台後半で推移すると見込んでいます。

※ 普通交付税・・・地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するため、国から地方公共団体に交付される資金であり、その用途は制限されていません。

国の算定ルール・・・令和2年度は所得税・法人税の33.1%+酒税の50%+消費税の19.5%+地方法人税の全額が国全体の交付額 15.8兆円
普通交付税=交付税総額の94%
特別交付税=交付税総額の6%

普通交付税の額の決定方法：

普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
基準財政需要額 = 単位費用 (法定) × 測定単位 (国調人口等) × 補正係数 (寒冷補正等)
基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率 (75%)

※ 基準財政需要額・・・地方交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額です。

※ 基準財政収入額・・・普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体における法定普通税を中心とした税収入額を一定の方法により算定した額の75%相当額をいいます。その算定は、①市町村民税や固定資産税などの税収入見込額の75%、②税交付金 (利子割交付金・配当割交付金・株主等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・自動車取得税交付金・軽油引取税交付金・国有資産等所在市町村交付金) の収入見込額の75%、③地方譲与税の収入見込額、④交通安全対策特別交付金の収入見込額、⑤児童手当及び子ども手当特例交付金の交付額、⑥減収補てん特例交付金の交付額の75%を合算したものです。

② 特別交付税

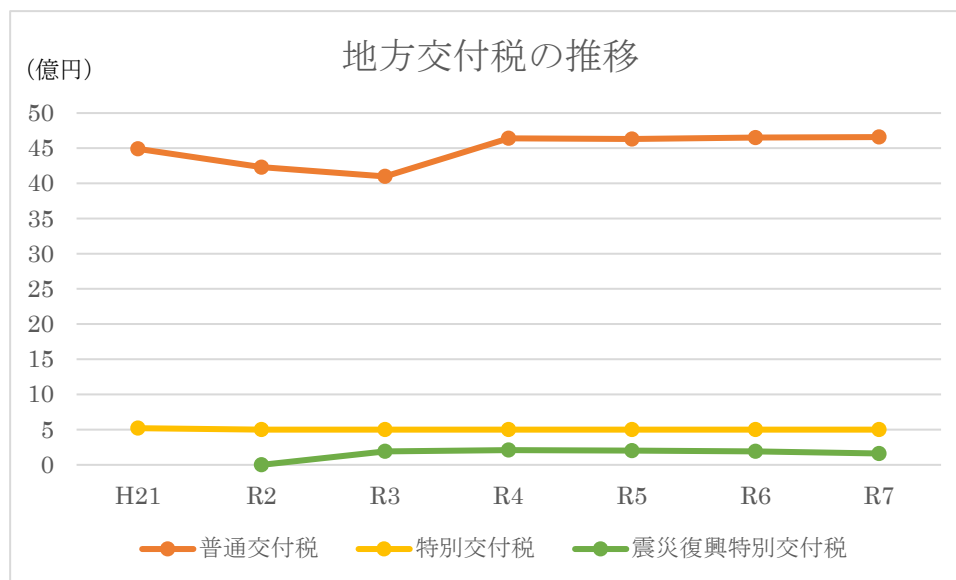
令和元年度は台風第19号による災害とラグビーワールドカップ開催のため一時的に伸びましたが、過去の実績を考慮して災害等の要因がない限り毎年度5億円程度で推移すると見込んでいます。

③ 震災復興特別交付税

東日本大震災に伴った特例措置による災害復興公営住宅に係る家賃低廉化事業、特別家賃低減事業の地方負担分を見込んでいます。

※ 家賃低廉化事業・・・東日本大震災による被災者向けに整備された災害公営住宅について、入居者の居住の安定確保を図るため、当該災害公営住宅の家賃低廉化に係る費用を国が支援するものです。

※ 特別家賃低減事業 …… 応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移住し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を国が支援するものです。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
普通交付税	44.9	42.3	41.0	46.4	46.3	46.5	46.6
特別交付税	5.2	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
震災復興特別交付税	-	0.0	1.9	2.1	2.0	1.9	1.6

(4) 国県支出金

国県支出金は、国が行う臨時的な政策などの影響を受けるため、毎年度変動がありますが、社会保障関連に伴う経常的な経費については、過去の決算額をもとに毎年度1%増加するものと見込んでいます。また、投資関連の社会資本整備総合交付金や東日本大震災に伴う災害公営住宅の家賃低廉化事業、特別家賃低減事業を見込んでいます。

(5) 市債

市債は、後年度の公債費負担軽減のため、市債発行額を元金償還金の9割以内として市債残高の減少を図るとともに、5年間の借入総額を75億円以内とする見込みとしています。また、過疎対策事業債など交付税算入率の高い有利な地方債の借入れを予定しています。なお、市債残高については、計画期間が終了する令和7年度末において、平成30年度決算における類似団体平均(188.9億円)を参考にした目標値(182.4億円)を設定しています。

① 臨時財政対策債

地方交付税原資の不足に対処するため、平成13年度に創設された地方債で数度にわたって期限が延長され、現在に至っています。過去の発行可能額から毎年度5億円と見込んでいますが、令和3年度においては、国の地方債計画案を鑑みて8.7億円と上方修正しています。

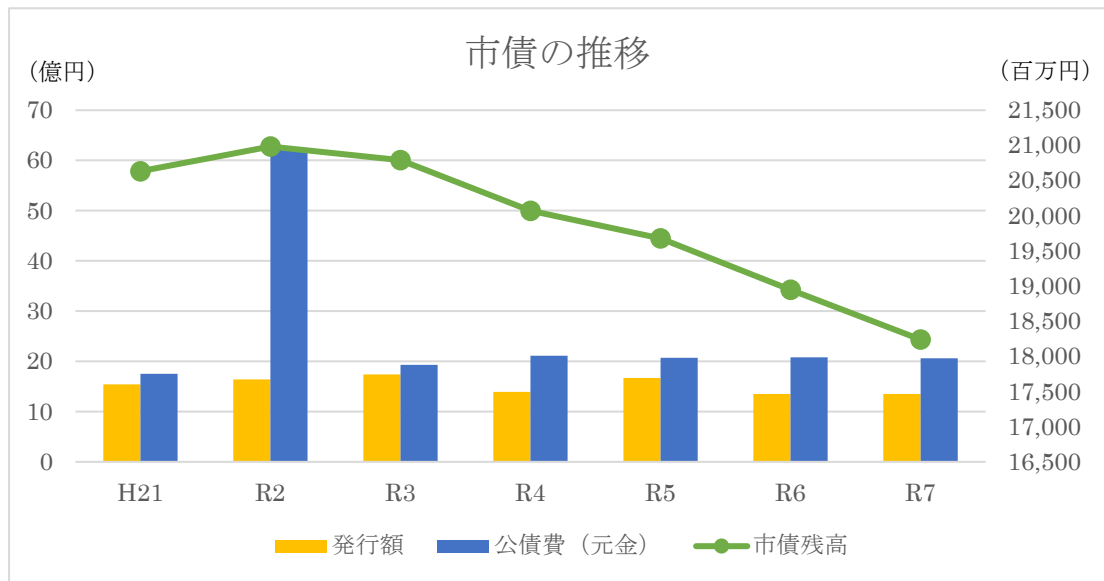
② 過疎対策事業債

当市は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域に地域指定され平成22年度から過疎対策事業債の発行が可能となりました。

地方債を充てることのできる充当率は100%であり、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債ですが、発行額を過大にしてしまうと後年度の公債費負担が大きくなるため、期間内の発行額を毎年度5億円程度に留めるものとしています。

③ その他の市債

国庫補助事業の地方負担分に充てられる公共事業等債や公営住宅債、防災対策事業債などがありますが、毎年度の発行額を5億円程度と見込んでいます。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
臨時財政対策債	5.8	4.8	8.7	5.0	5.0	5.0	5.0
過疎対策事業債	0	8.2	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
その他地方債	9.6	3.4	3.7	3.9	6.7	3.5	3.5
発行額	15.4	16.4	17.4	13.9	16.7	13.5	13.5
公債費(元金)	17.5	62.2 うち定時償還24.1	19.3	21.1	20.7	20.8	20.6
公債費(元金)の9割	15.8	56.0 うち定時償還21.7	17.4	19.0	18.6	18.7	18.5
市債残高	20,630.1	20,981.9	20,788.9	20,068.7	19,675.8	18,946.1	18,238.1

(6) 繰入金

繰入金は、基金からの繰入金と特別会計からの繰入金があります。期間内においては、令和3年度及び令和4年度において、新市庁舎建設のため、庁舎建設基金からの繰入金が大きく生じます。

(7) その他の収入

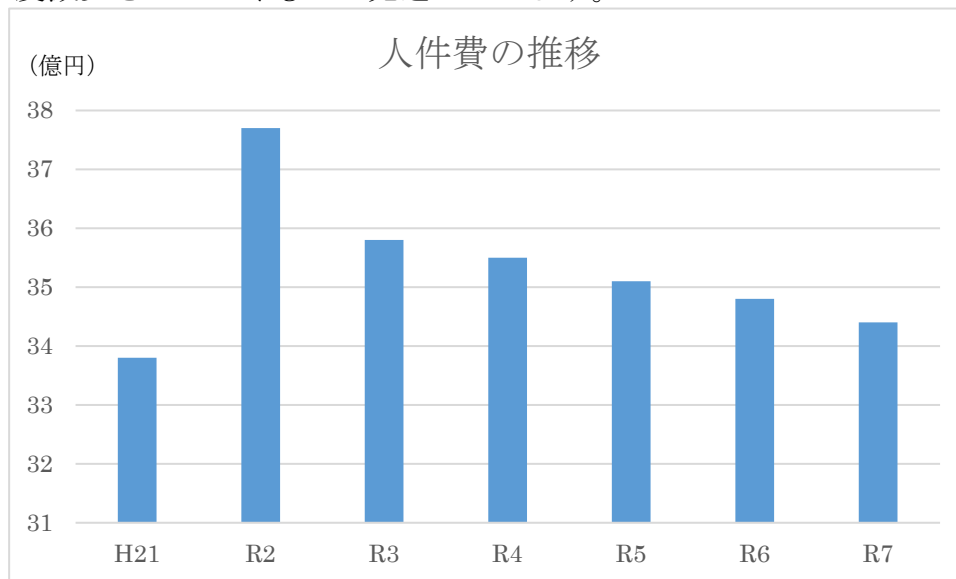
分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入、寄付金があります。寄付金については、ふるさと納税寄付金を見込んでいます。使用料及び手数料、分担金及び負担金、財産収入、諸収入は過去の決算額から概ね横ばいに推移すると見込んでいます。

2 歳出の見通し

<義務的経費>

(1) 人件費

人件費は、令和2年度までは、東日本大震災からの復旧・復興事業を推進するため、震災前の人員を維持することとしています。また、令和2年度に臨時職員が会計年度任用職員に移行したことにより、人件費が増加しています。今後も定年延長に伴った高齢期の職員の増加などの要因が見込まれますが、定員管理により毎年度、1%程度減少させていくものと見込んでいます。



単位：億円

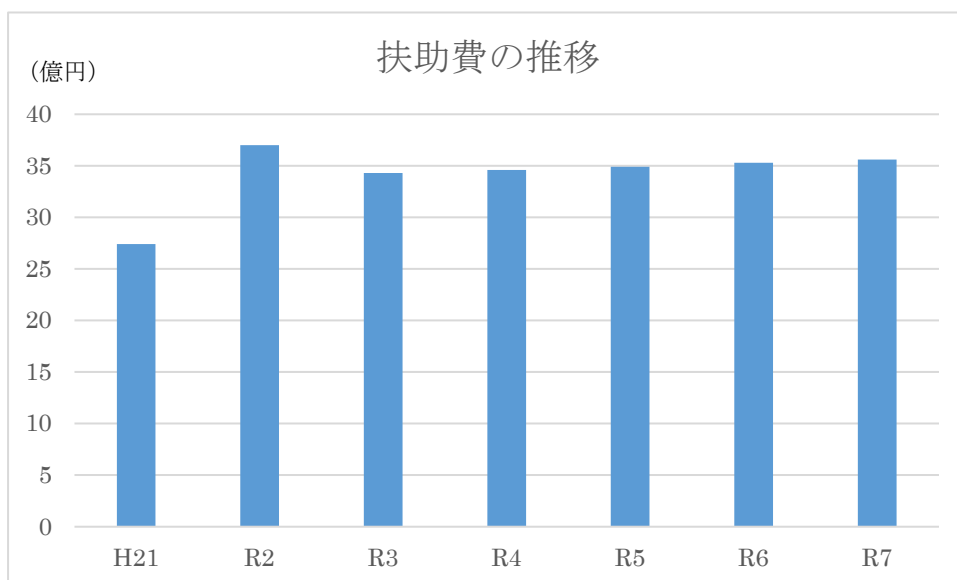
	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	33.8	37.7	35.8	35.5	35.1	34.8	34.4

(2) 扶助費

過去の決算額から、人口の推移（高齢者及び子どもの人口）や社会保障の充実などを参考に算出していますが、高齢者の増加に伴った医療費の増加のほか、令和元年度からの幼児教育・保育の無償化に伴った民間こども園等の需要の増加を見込んで微増するものと見込んでいます。

令和2年度に扶助費が増加しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への「生活支援給付金」や「ひとり親世帯支援給付金」のほか、幼児教育・保育の無償化に合わせて実施した「副食費の無償化」により、「子ども・子育て支援給付事業」が増加した影響によるものです。

今後は、単独事業として実施している経費の削減や効果検証による見直しを行い増加の抑制を図ります。



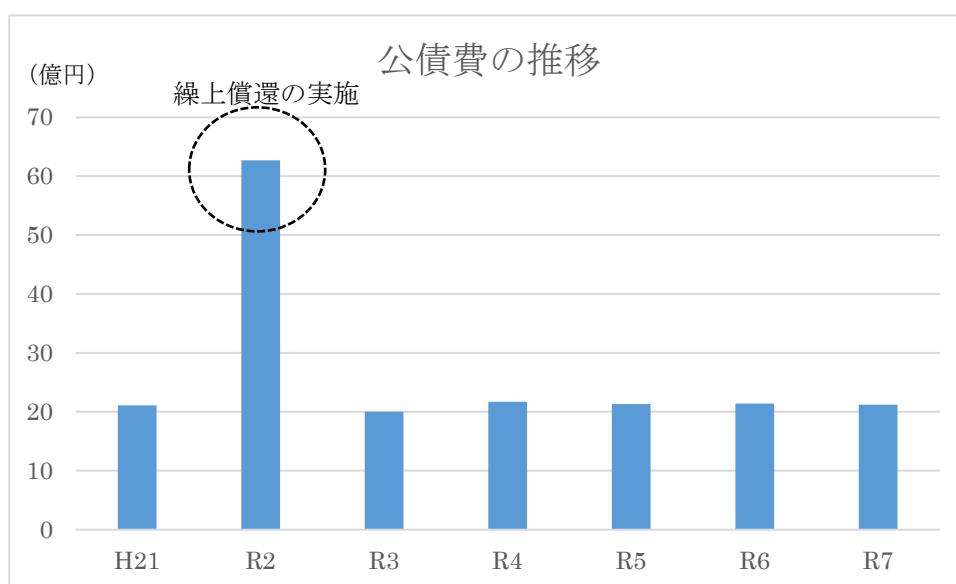
単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
扶助費	27.4	37.0	34.3	34.6	34.9	35.3	35.6

(3) 公債費

令和2年度までに発行する市債の今後の償還額を見込むとともに、令和3年度から令和7年度までに発行する市債の総額を約75億円として償還額を推計しています。新規に発行する市債の利率は一律年0.4%としています。なお、平成29年度から令和元年度までに、市民体育館や学校給食センター、釜石鶴住居復興スタジアム、災害公営住宅、上中島こども園の建設に多額の市債発行を行ったため、市債残高が急激に増加したことに伴い、今後の市債残高を抑制することを目的に、令和2年度において繰上償還を実施する予定です。

今後の公債費平準化のため、計画期間内の繰上償還も検討します。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公債費	21.1	62.7	20.0	21.7	21.3	21.4	21.2

※ R2の定時償還分は、24.7億円。

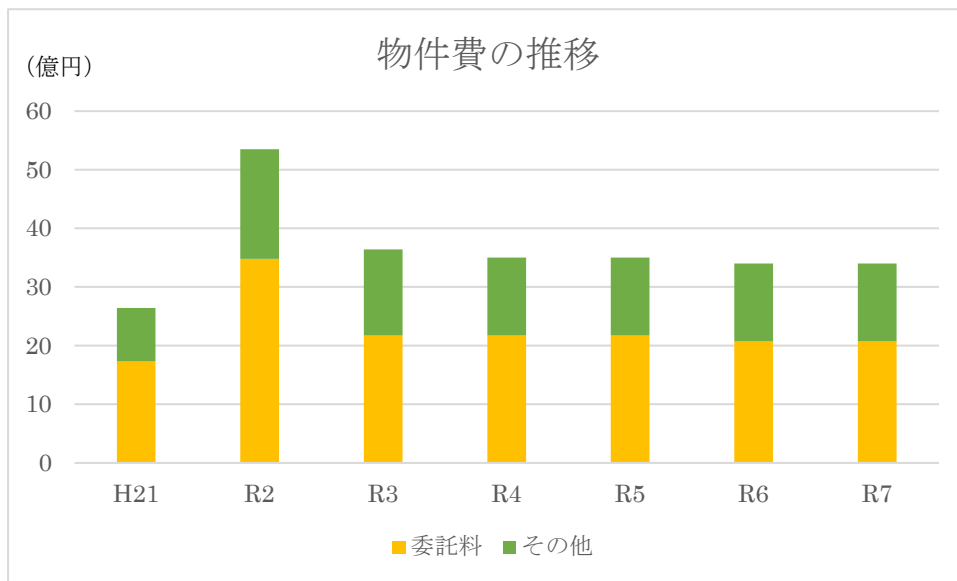
<その他の経常的経費>

(1) 物件費

過去の決算額をもとに算出しています。

近年は、釜石ふるさと寄付金への返礼品の調達及び配送業務が増加しているほか、路線バスの運行撤退に伴った支線部へのコミュニティバス運行を始めたことによる委託料の増加が影響しています。また、令和元年の消費税率の改正や賃金上昇の影響を受けて増加傾向にあります。また、施設の維持管理に係る指定管理料や業務委託も増加要因となっています。

今後、施設の維持管理のあり方の見直しや徹底した経費支出の見直しを行うことで削減していく方向です。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
委託料	17.3	34.8	21.7	21.7	21.7	20.7	20.7
その他	9.1	18.7	14.7	13.3	13.3	13.3	13.3
合計	26.4	53.5	36.4	35.0	35.0	34.0	34.0

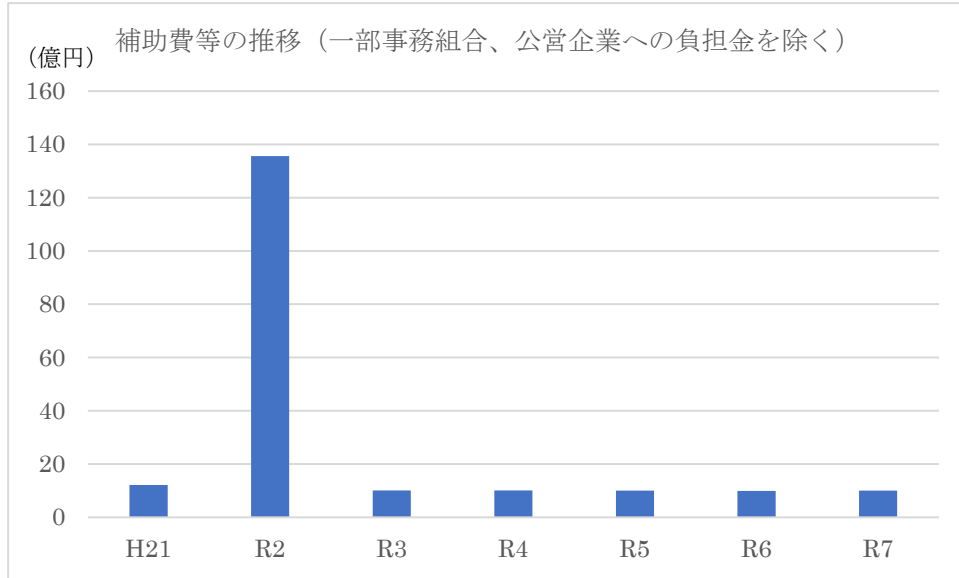
公共施設の維持管理費の推移

単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公共施設維持管理費	19.0	25.3	24.0	23.5	23.5	23.0	23.0

(2) 補助費等

令和2年度に補助費等が大きく増加しているのは、東日本大震災復興交付金の返還金及び新型コロナウイルス感染症対策として国が行った「特別定額給付金」によるものです。令和3年度以降は特別な要因がない限りほぼ横ばいに推移すると見込んでいます。

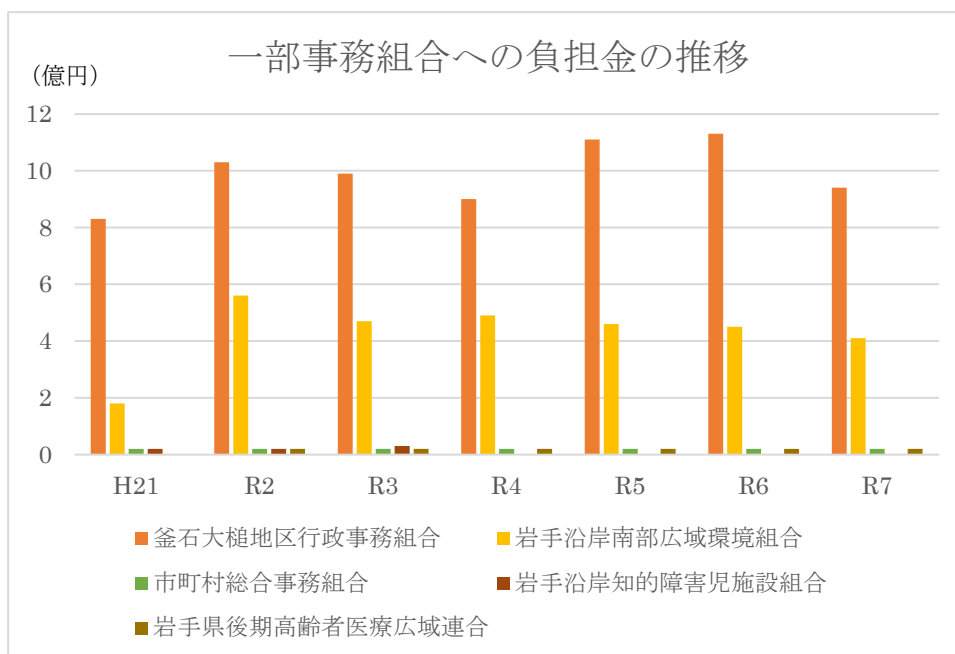


単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
補助費等	12.1	135.6	10.1	10.1	10.0	9.9	10.0

一部事務組合への負担金は、釜石大槌地区行政事務組合は汚泥再生処理センターの公債費償還が終了するものの、大規模改修に伴い長寿命化計画の策定に係る経費などの増額要因があるため、令和4年度に減少し、令和5年度から令和6年度の改修に合わせて増加に転じるものと見込んでいます。また、岩手沿岸南部広域環境組合については、人口の減少に伴った搬入ごみの減少により手数料収入の減少に対して、運転経費は一定額必要となるため、令和4年度をピークに、その後は施設建設に係る公債費償還が徐々に終了し、減少していくものと見込んでいます。

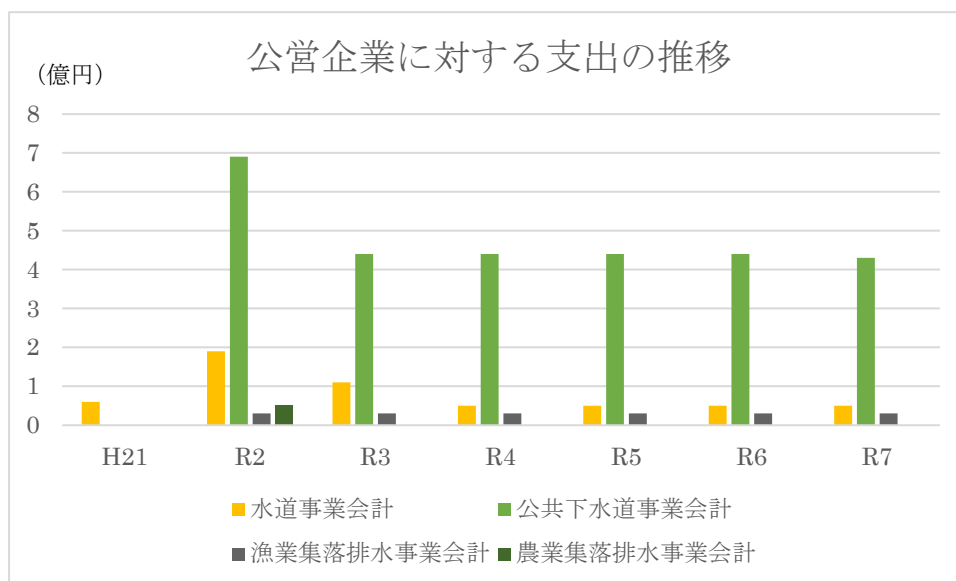
なお、岩手県沿岸知的障害児施設組合は令和3年度中に事業を民間に移管する予定です。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
釜石大槌地区行政事務組合	8.3	10.3	9.9	9.0	11.1	11.3	9.4
岩手沿岸南部広域環境組合	1.8	5.6	4.7	4.9	4.6	4.5	4.1
市町村総合事務組合	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
岩手沿岸知的障害児施設組合	0.2	0.2	0.3	-	-	-	-
岩手県後期高齢者医療広域連合	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

公営企業に対する支出（負担金・出資金）は、令和2年度末に農業集落排水事業会計が公共下水道事業会計と統合されたうえ、東日本大震災の復旧・復興事業で整備した施設の減価償却に対する支出が増加するため、令和3年度から公共下水道事業会計への支出の増加を見込んでいます。



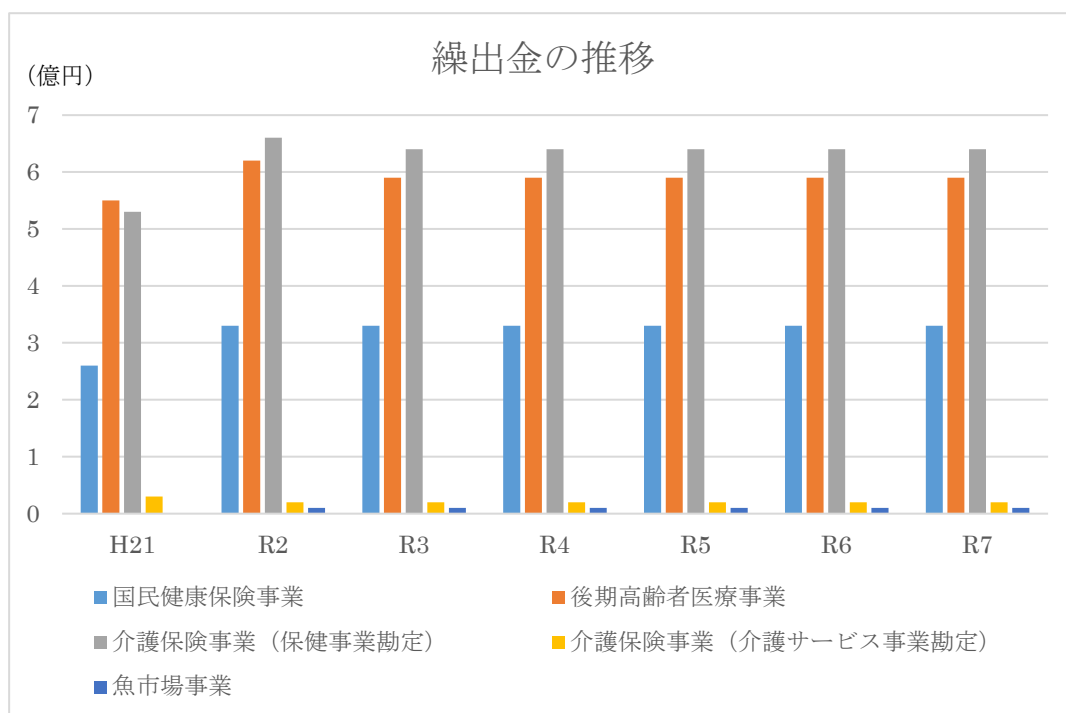
単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
水道事業会計	0.6	1.9	1.1	0.5	0.5	0.5	0.5
公共下水道事業会計	-	6.9	4.4	4.4	4.4	4.4	4.3
漁業集落排水事業会計	-	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
農業集落排水事業会計	-	0.5	-	-	-	-	-

(3) 繰出金

過去の決算額をもとに算出しています。

国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、介護保険会計、魚市場会計の各特別会計への繰出しについては、法定繰入を見込んで横ばいに推移するものとしています。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国民健康保険事業	2.6	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
後期高齢者医療事業	5.5	6.2	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
介護保険事業(保健事業勘定)	5.3	6.6	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4
介護保険事業(介護サービス事業勘定)	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
魚市場事業	-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

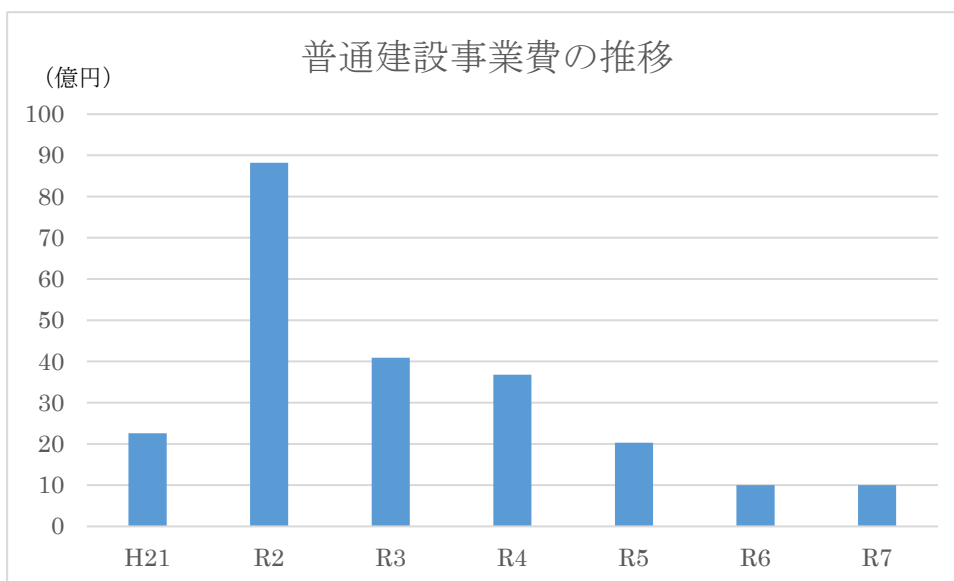
< 投資的経費 >

(1) 普通建設事業費

毎年度実施する社会資本整備総合交付金にかかる道路・橋りょうの改修を見込んでいます。令和3年度及び令和4年度は、新市庁舎の建設が本格化することで大きく事業費を見込みました。

令和3年度から令和5年度は実施計画に位置付けた事業から事業費を想定し、令和6年度から令和7年度は、各年度10億円を見込みました。

平成21年度における普通建設事業費は約23億円でしたが、補助事業である東部地区まちづくり交付金事業及び単独事業として鶴住居地区防災センター整備事業により、投資的な事業が6億円程度増加していたことに配慮しなければなりません。



単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
普通建設事業費	22.6	88.2	40.9	36.8	20.3	10.0	10.0

(2) 災害復旧事業費

令和元年台風第19号に伴う災害復旧が令和3年度まで続くものとして見込まれる事業費を算出しました。令和4年度以降は災害復旧の事業費は見込んでいません。

単位：億円

	H21	R2	R3	R4	R5	R6	R7
災害復旧事業費	0.0	17.5	0.4	-	-	-	-

3 歳入歳出全体の見通し

この計画は、令和3年度からの第六次釜石市総合計画の初年度にあたり、東日本大震災からの復旧・復興事業の終了を見越して、震災発生前の予算規模へ縮小することを前提としています。

当市を取り巻く情勢は、人口の減少を大きく反映して、大きく市税増収が望めないことなどから歳入全般で大幅な増収は見込めないものの、これまでの推移や普通交付税の基準財政需要額に算入される臨時財政対策債発行可能額を鑑みると標準財政規模は大きく減少しないものと想定しています。

今後5年間は、期間前半において、新市庁舎の建設など大規模な公共投資が予定されているものの、計画的に積み立てた庁舎建設基金を原資として、借入を抑制し持続可能な財政運営を行っていく予定です。

歳入

(単位：百万円)

	R1(決算)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市税	4,530	4,238	4,185	4,182	4,193	4,175	4,169
地方譲与税・交付金等	912	1,023	1,051	1,052	1,052	1,051	1,051
地方交付税	15,965	4,728	4,788	5,345	5,334	5,346	5,314
負担金・使用料等	555	580	542	565	563	560	558
国県支出金	9,593	12,274	4,598	4,818	4,684	4,340	4,359
繰入金	14,337	17,900	3,557	2,596	716	304	301
繰越金	3,556	2,917	430	100	100	100	100
市債	4,687	1,696	1,740	1,386	1,672	1,351	1,351
その他	2,119	2,380	1,755	1,829	1,879	1,429	1,429
歳入 合計	56,254	47,736	22,646	21,873	20,193	18,656	18,632

歳出

(単位：百万円)

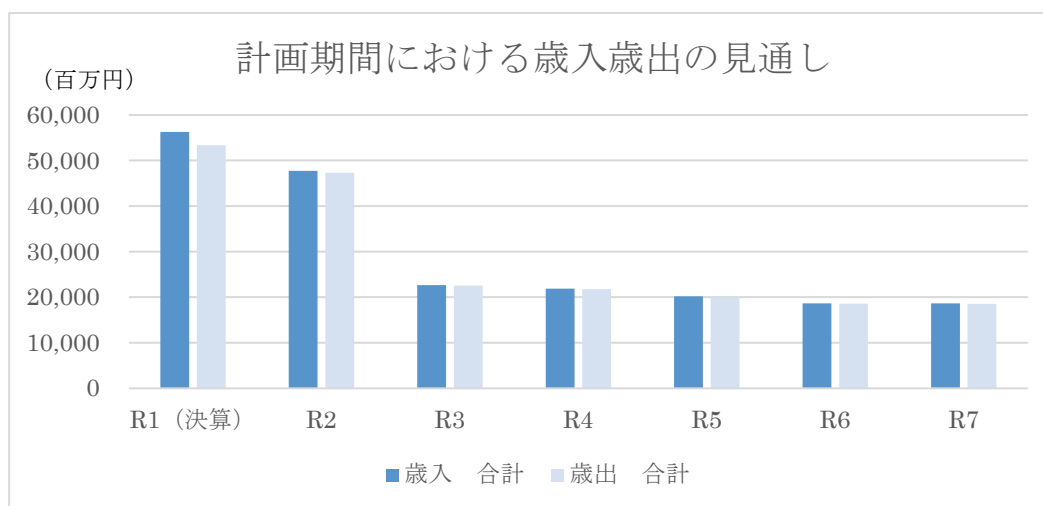
	R1(決算)	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	3,483	3,773	3,582	3,547	3,512	3,477	3,442
扶助費	3,456	3,696	3,425	3,459	3,494	3,529	3,564
公債費	2,341	6,174	2,004	2,175	2,130	2,144	2,120
物件費	5,244	5,347	3,637	3,500	3,500	3,400	3,400
補助費等	5,786	10,907	2,934	2,827	2,827	2,827	2,827
繰出金	1,520	1,643	1,583	1,583	1,583	1,583	1,583
その他	9,806	3,702	1,291	1,000	1,021	596	596
投資的経費	21,702	11,964	4,090	3,682	2,026	1,000	1,000
歳出 合計	53,338	47,206	22,546	21,773	20,093	18,556	18,532

歳入歳出差引額(形式収支)	2,916	430	100	100	100	100	100
---------------	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

財政調整基金積立額	4,170	428	215	50	50	50	50
財政調整基金取崩額	2,914	3,831	188	347	316	104	101
財政調整基金残高	5,871	2,468	2,495	2,198	1,932	1,878	1,827

基金残高

減債基金	4,771	15	15	15	15	15	15
庁舎建設基金	2,965	4,465	1,851	0	0	0	0
東日本大震災復興交付金基金	6,223	0	0	0	0	0	0
その他特定目的基金	1,618	668	980	980	1,005	805	605



第5章 中期財政計画

1 各指標の目標設定

当市では、社会保障費の増加や新たな施設整備に伴った維持管理コストが上昇し、経常収支比率が高止まりしている状況となっています。

東日本大震災以前にはなかったふるさと納税制度によって、政策的経費に係る財源を確保しやすい環境が整えられたものの、安定的に行政運営を継続するためには、経常収支比率を改善し、弾力的な財政運営を行うことが重要です。

職員の定員管理による人件費の抑制はもとより、公共施設のストックマネジメントを行い施設の廃止や集約化を進めるとともに、行政サービスの提供と維持管理コストを考慮した使用料収入の見直しを行うことで経常収支比率の改善に努めますが、経常収支比率の改善には、長期的な取り組みが必要であることから、第六次釜石市総合計画の最終計画年度である令和12年度に平成30年度決算における類似団体平均(91.7%)を目指すものとして令和7年度の経常収支比率の目標値(93.5%)を設定します。

東日本大震災以前の財政運営では、市債発行額を元金償還金の9割以内とするルールの下、市債発行額を抑制し、公債費の低減に取り組んできました。前回計画を策定する際には、多額の災害公営住宅債の公債費が見込まれる中、市債発行に係る新たなルールが必要であると考え、災害公営住宅債の発行額及び償還額を除いた市民1人あたりの市債残高を平成27年度決算の県内14市平均から60万円以内と設定しました。その後、平成30年度に、学校給食センターの建設、市民体育館の災害復旧、釜石鶴住居復興スタジアムの整備など多額の市債発行を伴う大型事業が集中することを受けて、公営住宅債、補助災害復旧債及び減債基金積立金を除いた市民一人あたりの市債残高を60万円以内にするに変更しました。

この方針に沿って、市民一人あたりの市債残高を計算すると、令和元年度末で約50.5万円となり一定の健全性は保たれるものの、公債費の水準を測る全国共通の指標である実質公債費比率は上昇傾向に歯止めがかからないため、本計画では、東日本大震災以前に適用していたルールである市債発行額を元金償還額の9割以内とし、国が定めた財政健全化に関する指標である実質公債費比率の目標値(8.8%)を設定します。

また、公債費負担の適正化を図りながら、本計画最終年度の令和7年度における市債残高は、平成30年度の類似団体平均(188.9億円)程度を目指し、市債残高の目標値(182.4億円)を設定します。

公債費削減は実質公債費比率を、経常経費削減は経常収支比率をそれぞれ改善させる

こととなり、これらの取り組みを行うことにより、市債残高の低減につながるほか、投資的経費を中心とした新たな事業を行うための財源の確保や不測の事態に備えて財政調整基金を安定的に確保することが可能となるものです。

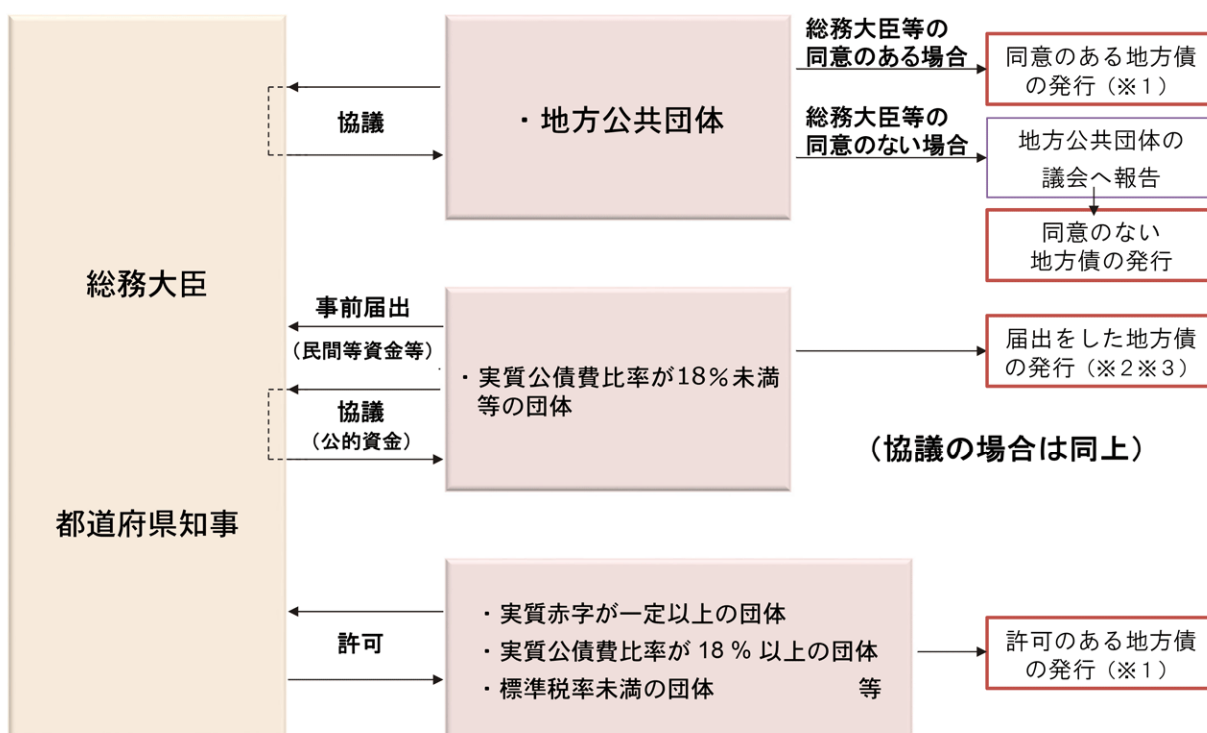
指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
経常収支比率	98.0%	97.0%	95.7%	94.6%	93.5%
実質公債費比率	14.4%	12.3%	9.2%	9.0%	8.8%
市債残高	207.9億円	200.7億円	196.8億円	189.5億円	182.4億円

2 公債費負担の適正化

(1) 趣旨

平成18年度に始まった地方債協議制度では、実質公債費比率（3か年平均）が18%以上となった地方公共団体（起債許可団体）については、地方債の発行に際し、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない、また、公債費負担適正化計画の作成が望ましいとされています。

当市では、その比率が令和2年度決算見込みにおいて16.0%を超える見込みとなったことから、実質公債費負担の適正な管理を行うための方向性を示すものです。



- ※1 総務大臣等の同意のある地方債に対し、①公的資金の充当、②元利償還金の地方財政計画への算入
 ※2 届出をした地方債（民間等資金等）のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、元利償還金の地方財政計画への算入
 ※3 届出をした地方債（特別転貸債に係る財政融資資金等）のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、特別転貸債に係る財政融資資金等の充当

(2) 実質公債費比率が 16.0%を超える見込みとなった要因

東日本大震災からの復旧・復興を優先したことにより、復興・創生期間における平成 29 年度から令和元年度において、市民体育館、学校給食センター、釜石鶴住居復興スタジアムなどに多額の市債発行を行ったため、令和元年度の実質公債費比率が 14.6%まで上昇しました。

繰上償還しない場合の市債発行額と公債費の推移

単位: 千円/ %

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市債発行額	2,669,500	1,740,000	1,385,700	1,671,700	1,351,300	1,351,300
元利償還金	2,468,764	2,603,586	2,774,303	2,735,707	2,743,208	2,596,059
実質公債費比率	16.2	16.7	17.2	16.3	16.2	15.5

※ R3以降の市債内訳は、臨時財政対策債5億円(R3は8.7億円)、過疎対策事業債5億円、公共事業等債(R3は2.65億円、R4は3.157億円、R5は6.017億円、R6は2.813億円、R7は2.813億円)、公営住宅債0.5億円、防災対策事業債0.1億円、一般(河川)事業債0.1億円、R3のみ災害援護資金0.35億円と想定。

(3) 今後取り組むべき改善策

<計画前の取り組み>

- ・令和2年度の借入額を 16 億 3,000 万円程度に抑制します。
- ・減債基金を活用し、普通交付税の基準財政需要額に算入されない起債を中心に 38 億 1,000 万円程度を繰上償還します。

繰上償還によって令和3年度以降に改善が見込まれる事項

	R1決算	R2決算 見込	R3		R4		R5		R6		R7	
			対R2増減	対R2増減	対R2増減	対R2増減	対R2増減	対R2増減	対R2増減			
実質公債費比率	14.6%	16.2%	14.4%	▲1.8	12.3%	▲3.9	9.2%	▲7.0	9.0%	▲7.2	8.8%	▲7.4
経常収支比率	99.8%	99.0%	-	▲6.0	-	▲6.7	-	▲6.7	-	▲6.7	-	▲5.5

<中期的な改善策>

- ・令和3年度から5年間の市債発行額を 75 億円（臨時財政対策債を含む）以内とします。
- ・市債発行（現年予算分）は、元金償還金の9割以内を目標とします。

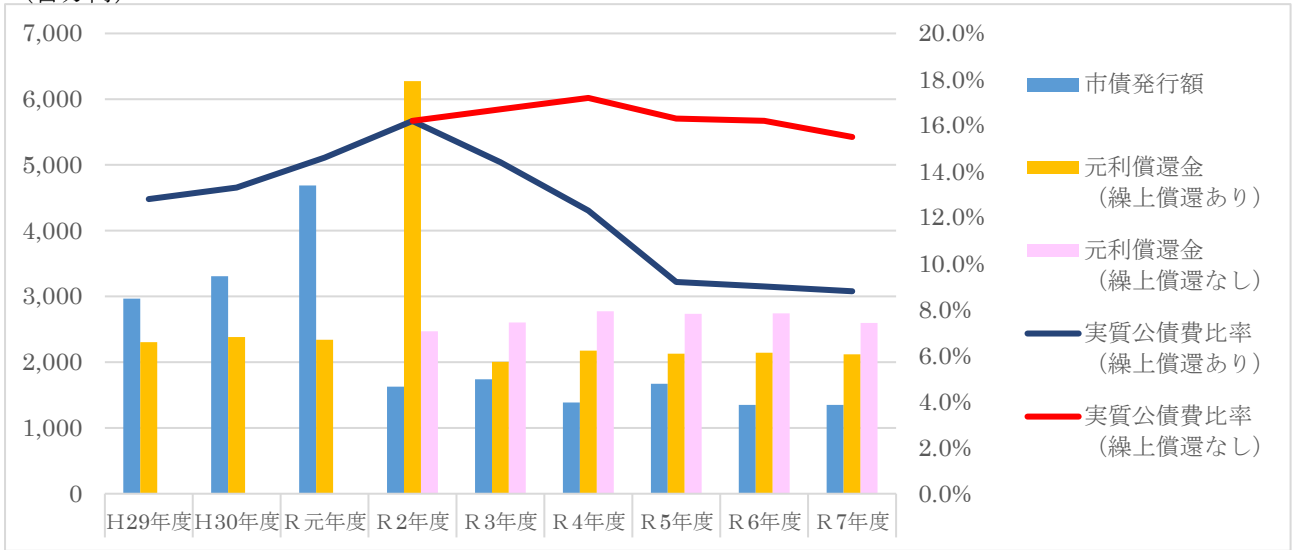
※ 参考値(繰上償還後)

単位: 千円

	R3	R4	R5	R6	R7
元金償還金見込額 A	1,933,003	2,105,883	2,064,653	2,080,984	2,059,282
A × 90%	1,739,703	1,895,295	1,858,188	1,872,886	1,853,354

(4) 改善策を講じた場合の実質公債費比率の見通し

(百万円)



【改善策実施後の地方債現在高推移】

単位:千円

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
22,001,581	23,063,509	25,527,401	20,981,922	20,788,919	20,068,736	19,675,783	18,946,099	18,238,117

【各指標の目標値】

単位: %

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質公債費比率	14.6	16.2	14.4	12.3	9.2	9.0	8.8	8.9	8.9	8.8	8.8	8.8
経常収支比率	99.8	99.0	98.0	97.0	95.7	94.6	93.5	93.2	92.9	92.5	92.1	91.7

※ R8～R12は、毎年の市債発行額15億円を継続した場合の想定値

類似団体平均の指標(H30)

地方債現在高	18,893,149千円
実質公債費比率	9.5%
経常収支比率	91.7%

3 その他取り組むべき事項

(1) 経常経費の徹底した削減

当市の令和元年度決算における経常収支比率は99.8%であり、経常一般財源のほとんどを市民へのサービスに充てている状況となっています。

このまま何もしなければ、現状の歳出規模であったとしても、歳入の大幅な増加が見込めない以上、投資的経費に回す資金がなく、現状の施設維持すらできなくなる可能性があります。

持続可能で健全な財政運営を行うためには、徹底した経費の削減を行い、経常収支比率を類似団体並みに抑えていかなければなりません。

① 人件費

行政改革大綱における定員適正化計画に基づいて、計画的な職員の削減を行い、人件費を抑制します。また、会計年度任用職員の人数についても適宜見直します。

② 扶助費

国の基準による扶助費に加え、市が単独で実施している国の基準を超える扶助費の効果を検証し、見直しを行います。

③ 物件費

公共施設の維持管理費について、徹底した見直しを行うとともに、人口に見合った施設配置のあり方を公共施設等総合管理計画の個別施設計画と整合性を図りながら、廃止または集約する方向で進めます。

④ 補助費等

一部事務組合への負担金や公営企業への負担金の抑制を図るとともに、補助金については、その効果を検証しながらゼロベースでの見直しを行います。

⑤ 繰出金

繰出金については引き続き法定内繰入に留めるよう努力します。

(2) 財政調整基金の一定規模の堅持

財政調整基金は、災害等の不測の事態に備えて、標準財政規模の1割以上を堅持します。

(3) 自主財源の確保

当市の自主財源は、令和元年度決算において、44.6%しかありません。また、新型コロナウイルス感染症に伴った国の税収減が影響すると仮定すると、普通交付税の伸びも期待できない状況となっています。

このような中でも自主財源の確保に重点的に取り組む必要があります。

① 県内14市と比較しても高い市税収納率を維持するとともに、公共料金収納率の確保、市税外収入の安定的な確保に努め、債権管理を徹底します。

② 体育施設・文化施設・観光施設等の適正な使用料の設定、諸証明交付手数料等の適正な料金設定を検討し受益者負担の原則を徹底します。

③ 未利用財産（行政目的を終了した土地・建物）の売却と行政財産の転用や地域利用を促進し財源の確保を図ります。

④ 釜石ふるさと寄付金や企業版ふるさと納税等を活用した戦略的な資金調達を行い、政策的な経費の獲得に努めます。

⑤ 市税収入の向上のため、新たな企業誘致の推進を図り、働く場を確保し、定住の推進や市民所得の向上を図ります。

※ 自主財源・・・地方公共団体が自主的に調達できる財源。地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金などを言います。

(4) 全庁的な取り組み

① 効果的な予算編成方法への見直し

これまでシーリング（前年度一般財源の9割要求）により一般財源の捻出に努めてきましたが、さらなる効果的な予算編成方法を検討します。

② ICT等を活用した業務効率化

ICT技術の進展により、私たちの事務を取り巻く環境は著しく変化しました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、在宅勤務や対面しない接客、紙による業務の削減が急務となっています。市役所そのもののデジタル化を推進し、業務の見直しによるコスト削減や省人化を検討します。

- (5) 計画期間中における総合計画の実施計画との連動による進捗管理
実施計画に位置付けた事業の実施状況とその結果、財政指標がどう推移したのかを毎年度決算後に報告することで、目標達成の進捗管理を行います。